

証券コード 145A

2024年3月13日

(電子提供措置の開始日2024年3月7日)

株主各位

東京都千代田区岩本町三丁目11番11号

株式会社L is B

代表取締役社長CEO 横井 太輔

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://l-is-b.com/ja/news/>

当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権行使書用紙による議決権の行使は、2024年3月28日（木曜日）午後5時までに行っていただき、同行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書用紙において議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

なお、議決権行使書用紙による議決権の行使と併せて、当日ご出席のうえ議決権をご行使いただいた場合（委任状による代理出席を含みます。）、当日のご出席にかかる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。

敬具

記

1. 日時 2024年3月29日（金曜日）午前10時
2. 場所 東京都千代田区岩本町三丁目11番11号 プルータスビル2階
3. 会議の目的事項

報告事項

第14期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役に対する報酬等の額改定の件

以上

~~~~~

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役6名が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、取締役 金子健は、2024年1月31日付で退任しております。取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                        | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | よこ い たい すけ<br>横 井 太 輔<br>(1971年5月13日生)<br>再任  | 1997年11月 (株)ジャストシステム入社<br>2008年4月 同社コンシューマ事業部マーケティング<br>統括部長<br>2010年9月 当社設立とともに代表取締役社長CEO (現<br>任)                                                                                       | 1,766,000株     |
| 2         | か のう まき き<br>加 納 正 喜<br>(1974年3月5日生)<br>再任    | 2001年4月 (株)ジャストシステム入社<br>2010年12月 当社入社<br>2011年9月 当社取締役C00<br>2023年3月 当社取締役C00兼商品戦略本部長 (現任)                                                                                               | 70,000株        |
| 3         | き ど たけし<br>城 戸 猛<br>(1966年9月8日生)<br>再任        | 2008年1月 (株)ジャストシステム入社<br>2011年1月 当社入社<br>2011年9月 当社取締役<br>2023年3月 当社取締役兼DXコンサルティング本部長<br>(現任)                                                                                             | 70,000株        |
| 4         | わた なべ りゅう じ<br>渡 辺 龍 二<br>(1972年5月24日生)<br>再任 | 2000年1月 (株)ジャストシステム入社<br>2012年1月 アドビスシステムズ(株)入社<br>2015年6月 当社入社<br>2017年2月 当社取締役<br>2023年3月 当社取締役兼営業本部長 (現任)                                                                              | —              |
| 5         | きた じま まさ き<br>北 嶋 正 樹<br>(1977年6月18日生)<br>再任  | 2000年4月 (株)大和総研入社<br>2002年4月 KPMGビジネスアシュアランス(株)入社<br>2006年10月 芸者東京エンターテインメント(株)設立<br>取締役<br>2018年2月 (株)フレクト入社<br>2020年11月 当社入社<br>2022年3月 当社取締役CFO<br>2023年3月 当社取締役CFO兼コーポレート本部長 (現<br>任) | —              |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6     | 地 福 三 郎<br>(1959年5月28日生)<br>再任 | 1982年4月 大和証券(株)<br>2008年6月 (株)大和証券グループ本社取締役監査委員<br>2011年6月 同社取締役兼常務執行役 内部監査担当<br>2014年4月 (株)大和総研ホールディングス専務取締役経営管理本部長<br>2018年4月 (株)大和証券ビジネスセンター代表取締役社長<br>2021年4月 同社顧問<br>2022年3月 当社社外取締役(現任)<br>2024年2月 ニュートン・インベストメント・パートナーズ(株) 社外監査役(現任) | —          |

- (注) 1. 地福三郎氏は、社外取締役候補者であります。
2. 地福三郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は大和証券グループ各社における取締役としての経営管理業務や内部監査業務に関する豊富な経験を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場から、社外取締役として期待される役割を十分に発揮して、経営管理及び監査にかかる豊富な知見を活かした職務を遂行していただけるものと判断したためであります。当社は、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、取締役として培われた豊富な経営管理業務と内部監査の知見を活かした監督と経営に対する有益な助言・提言を行うことを期待しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 当社は、地福三郎氏との間で損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 地福三郎氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終了のときをもって2年になります。
5. 地福三郎氏の再任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
6. 地福三郎氏は、ニュートン・インベストメント・パートナーズ株式会社の社外監査役を兼職していますが、当該法人との間に重要な取引その他の関係はありません。
7. その他、各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
8. 代表取締役社長CEO 横井太輔氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社Well Sideが所有する株式数を含んでおります。

## 第2号議案 監査役に対する報酬等の額改定の件

当社の監査役の報酬等の額は2021年10月15日開催の臨時株主総会において年額840万円以内と承認いただき今日に至っていますが、当社事業規模の拡大、経済環境の変化、企業統治体制強化等の今般の社会的事情等を踏まえ、監査役の職務範囲が広がり、また、その職責は重くなっております。そこで、監査役の役割及び職責に見合った報酬水準を実現し、当社の企業統治体制をより一層強固なものとするを目的として、当社の監査役の報酬等の額につき、その総額を年2,000万円以内と改定したく、ご承認をお願いするものであります。各監査役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査役間での協議により決定いたします。現在の監査役の員数は3名であり、本株主総会後も監査役の員数に変更はありません。

以上

# 事業報告（2023年1月1日から2023年12月31日まで）

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社は、「アイデアとテクノロジーで人々を笑顔にする！」をミッションとし、デジタルサービスの提供を通じてお客様の課題解決を行っております。当社は、徹底した顧客志向のもと、顧客の課題をDX（デジタルトランスフォーメーション）を通じて解決するために、現場のビジネスチャット「direct（ダイレクト）」をはじめとしたサービスを、SaaS（Software as a Service）と呼ばれる形態で提供しています。

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の分類が2類から5類に移行したことに伴い、経済活動の正常化が進み、景気も回復基調にあります。一方、不安定な世界情勢の長期化等による原材料価格の上昇、供給面での制約等に起因する物価上昇等が続いており、依然として先行きは不透明な状況となっております。

当社が事業展開するソフトウェア業界におきましては、政府が推進する「働き方改革」への取り組みや、人手不足解消のための生産性向上への取り組みにより、企業のデジタルサービスへの投資意欲は依然として旺盛に推移しております。このような中、当社は新サービスのリリース、展示会への出展、営業体制の更なる強化に注力しました。

これらの結果、当事業年度の末日におけるARR（注1）は1,332,176千円、ストック売上比率（注2）は93.7%、当社サービスの契約社数（注3）は533社となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,279,912千円（前年同期比31.9%）、営業利益は38,106千円（前年同期比は営業損失263,996千円）、経常利益は32,148千円（前年同期比は経常損失265,874千円）、当期純利益は46,056千円（前年同期比は当期純損失は316,494千円）となりました。

（注）1. ARR：Annual Recurring Revenueの略称。当事業年度末の月次ストック売上高を12倍して算出しています。

2. スtock売上比率とは、売上高全体に占めるストック売上高の割合を指します。

3. 契約社数とは、OEMを除き、当社のサービスを有償で契約している契約元企業の社数を指します。1社の契約に対し、当該企業の外部委託先など複数の会社が利用しているケースがありますが、契約社数は1社とカウントしております。

### (2) 設備投資等の状況

当事業年度中においては、設備投資等は実施しておりません。

### (3) 資金調達の状況

当事業年度中に、特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社が提供しているサービスは、今後も需要が拡大するものと予測されますが、競合他社との競争は激しさを増すものと意識しております。当社の更なる成長を実現するため、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

##### ① 提供するサービスの付加価値の向上

当社は、ビジネスチャット「direct」の提供を通じて、顧客の業務上のコミュニケーションを支えており、さらに「direct」と連携したソリューションを提供することにより、顧客の業務をDX化し、業務の効率化・生産性の向上に貢献しております。新規サービスの研究開発を継続して行い、顧客へ提供することにより、当社サービスの付加価値を向上させていくことが重要であると考えております。

当社サービスがより多くのお客様から必要とされ、長くご利用いただくために、顧客から寄せられる要望に基づき、定期的な機能追加を行ってまいります。

また、システムの安定稼働及びセキュリティの確保は必要不可欠であるため、顧客の増加に合わせたサーバーの増設やサービス監視体制、セキュリティ対策などの強化に努めてまいります。

##### ② 顧客基盤の拡大

当社が提供するサービスは、現場の業務課題の解決にフォーカスしており、顧客企業の社内だけでなく、取引先や業務委託先とのコミュニケーションを安全かつ効率に行うことができるツールとして、建設業、流通小売業、インフラ業、運輸・交通業等の大手企業を中心に導入されております。今後さらに、効果的な広告宣伝活動や、営業及びカスタマーサクセスを充実させ、さらにはパートナー企業への当社サービスのOEM提供により、顧客基盤を拡大させることが重要であると考えております。

##### ③ 複数サービスの販売促進

当社は、現場の業務課題をDXによって解決するために、「direct」の連携サービスである「direct Apps」、「タグショット／タグアルバム」、「direct Smart Working Solution」等の新しいサービスを継続的にリリースしております。これまで「direct」を中心として獲得してきた顧客基盤に対し、これらの連携サービスをより利用していただくことが重要と考えており、さらに販売活動を進めてまいります。

#### ④ 人材の確保と育成

当社が持続的に成長するためには、優秀な人材を数多く採用・育成し、サービス開発体制や営業体制を整備していくことが重要であると考えております。当社のミッション、ビジョン、バリューに共感し、高い意欲を持った人材を採用するために、積極的な採用活動を進めるとともに、働く環境の整備や教育・研修制度の充実化を進めていく方針であります。

#### ⑤ 内部管理体制の強化

当社は、事業の継続的な成長を実現していくために、経営管理体制の更なる強化・充実が必要不可欠であると考えております。事業成長に伴って組織が拡大していく中で、経営指標のモニタリングや、組織・会議体の設計・運用等を通して、組織の健全かつ効率的なマネジメントを推進してまいります。さらに、今後、事業規模の拡大に応じたコンプライアンス、リスク管理体制及び内部管理体制を充実させていくことにより、更なるコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

#### ⑥ 利益及びキャッシュ・フローの創出

当社は、事業拡大のため、開発や広告宣伝等に積極的に投資を進めており、2022年12月期において営業損失を計上しております。当社のサービス提供モデルであるSaaSビジネスは、顧客に継続して利用されることで収益が積み上がるストック型の収益モデルであり、開発費用や広告宣伝・営業費用が先行して計上され、短期的には営業損失が先行することが一般的です。当社では、引き続き効果的な開発及び広告宣伝等への投資を通じて、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に努めてまいります。

#### ⑦ 財務上の課題

当社は、開発人員及び広告宣伝等への積極的な投資により、2022年12月期まで当期純損失を計上しておりますが、先行投資のため資金調達を行い、投資結果として収益力が高まっております。営業活動によるキャッシュ・フローを注視しながら投資を継続し、当期純利益の黒字化を定着させていくことが重要な財務上の課題と認識しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況

| 項目                                | 期別 | 第11期<br>2020年12月期 | 第12期<br>2021年12月期 | 第13期<br>2022年12月期 | 第14期<br>当事業年度 |
|-----------------------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|---------------|
| 売上高 (千円)                          |    | 601,164           | 770,865           | 970,589           | 1,279,912     |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△) (千円)          |    | △89,809           | △335,871          | △316,494          | 46,056        |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) (円) |    | △25.79            | △86.14            | △76.17            | 11.08         |
| 総資産 (千円)                          |    | 439,031           | 1,315,258         | 1,279,446         | 1,320,628     |

- (注) 1. 当事業年度の状況につきましては「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 当社は、2023年12月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社は、「現場」を持つ企業の業務課題をDXによって解決するデジタルサービスを、主にSaaSと呼ばれる形態で提供しています。「現場」とは、建設業、流通小売業、インフラ業、運輸・交通業等の業界における現場のことを指します。業務は立って行い、普段パソコンは使わない人々をメインターゲットとして、当社のサービスを提供しております。

サービスとしては、ビジネスチャット「direct」と、「direct」と連携して稼働するサービス群をリリースしております。さらに、コンサルティングや個社別のオリジナルソリューションの設計・開発も行っております。また、「direct」のOEM提供を行う形で、自治体や信用金庫に対してビジネスチャットサービスを提供しております。

当社は、これらの事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(8) 主要な営業所

| 名称   | 所在地     |
|------|---------|
| 東京本社 | 東京都千代田区 |
| 徳島ラボ | 徳島県徳島市  |

(9) 従業員の状況

| 従業員数   | 前期末比増減数 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|---------|-------|--------|
| 88名(3) | 18名増    | 35.8歳 | 3.6年   |

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数(契約社員及びパート等)は( )内に年間の平均人員を記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 200,000千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 200,000千円 |
| 株式会社りそな銀行    | 91,250千円  |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 30,000千円  |
| 株式会社みずほ銀行    | 4,146千円   |

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社東京証券取引所より2024年2月20日に上場承認を受け、2024年3月26日付で東京証券取引所グロース市場に新規上場する予定です。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 発行可能株式総数 普通株式 16,620,000株

(注) 2023年12月8日開催の臨時株主総会決議により、2023年12月8日付で発行可能株式総数に係る定款変更が行われ、発行可能株式総数は483,380,000株減少し、16,620,000株となっております。

### (2) 発行済株式の総数 普通株式 4,155,200株

(注) 1. 2023年11月17日開催の取締役会決議により、2023年12月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数は4,113,648株増加し、4,155,200株となっております。

2. 2023年12月8日開催の臨時株主総会決議により、定款を変更し、2023年12月8日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

### (3) 株主数 35名

### (4) 大株主

| 株主名                                       | 持株数        | 持株比率  |
|-------------------------------------------|------------|-------|
| 株式会社Well Side (注)                         | 1,524,000株 | 36.7% |
| 横井太輔                                      | 642,000株   | 15.5% |
| 株式会社インターネットイニシアティブ                        | 312,500株   | 7.5%  |
| 株式会社チェンジホールディングス                          | 300,000株   | 7.2%  |
| DCIベンチャー支援投資事業有限責任組合<br>無限責任組合員大和企業投資株式会社 | 266,700株   | 6.4%  |
| アズワン株式会社                                  | 200,000株   | 4.8%  |
| 浮川和宣                                      | 120,000株   | 2.9%  |
| 株式会社サンロフト                                 | 80,000株    | 1.9%  |
| 株式会社QNet                                  | 80,000株    | 1.9%  |
| 加納正喜                                      | 70,000株    | 1.7%  |
| 城戸猛                                       | 70,000株    | 1.7%  |

(注) 代表取締役社長CEO 横井太輔氏の資産管理会社であります。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
2020年12月24日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1,000円
- ③ 新株予約権の行使条件

(ア) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権行使時においても、当社又はその子会社の役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が定年退職その他取締役会において正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

(イ) 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権に係る権利の行使は認めない。ただし、取締役会において正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

(ウ) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- ④ 新株予約権の行使期間 2022年12月26日から2030年12月24日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

|               | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|---------------|---------|---------------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 1,000個  | 普通株式100,000株  | 2名   |

(注) 1. 2023年11月17日開催の取締役会決議により、2023年12月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の行使価額」が調整されております。

2. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名            | 地位         | 担当及び重要な兼職の状況                                                                          |
|---------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 横井太輔          | 代表取締役社長CEO | —                                                                                     |
| 加納正喜          | 取締役COO     | 商品戦略本部長                                                                               |
| 城戸猛           | 取締役        | DXコンサルティング本部長                                                                         |
| 渡辺龍二          | 取締役        | 営業本部長                                                                                 |
| 北嶋正樹          | 取締役CFO     | コーポレート本部長                                                                             |
| 金子健           | 取締役        | 株式会社インターネットイニシアティブ<br>ネットワーク本部副本部長、サービス推進部長                                           |
| 地福三郎          | 取締役        | —                                                                                     |
| 榎木千昭          | 常勤監査役      | —                                                                                     |
| 五艘洋司          | 監査役        | —                                                                                     |
| 和田(井上)<br>希志子 | 監査役        | ふじ合同法律事務所 パートナー弁護士<br>株式会社サンドラッグ 社外監査役<br>株式会社東光高岳 社外取締役(監査等委員)<br>株式会社J-オイルミルズ 補欠監査役 |

- (注) 1. 取締役 金子健氏及び地福三郎氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役 榎木千昭氏、五艘洋司氏及び和田(井上)希志子氏は、社外監査役であります。  
3. 取締役 金子健氏は株式会社インターネットイニシアティブのネットワーク本部副本部長及びサービス推進部長を兼任しており、同社は当社株式数の7.5%を保有する大株主であり、当社との間で資本業務提携を行っております。  
4. 取締役 金子健氏は、2024年1月31日付で辞任いたしました。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

##### (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

##### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 各役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項（会社法施行規則第121条第6号の2）

(ア) 当該方針の決定の方法

当社は取締役の報酬等の額又は算定方法に係る決定に関する方針として、2022年7月15日開催の取締役会にて決議しました「指名報酬規程」に定めております。

(イ) 当該方針の内容の概要

「指名報酬規程」においては、業務執行取締役の1事業年度における報酬につき、前事業年度における当社の業績、各業務執行取締役（候補者）の貢献等に基づき、代表取締役社長CEOが固定報酬支給額、業績連動報酬の内容、支給額及び付与数並びに支給時期及び付与時期を、株主総会決議により承認された内容、報酬限度額及び上限付与数の範囲内で、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう総合的に勘案して報酬案を作成して、社外取締役及び監査役に諮問しております。社外取締役及び監査役は、業務執行取締役（候補者）の評価、役員体制全般に関する課題等を勘案し、独立した立場から客観的に意見を述べ、当該意見を踏まえたうえで、代表取締役社長CEOが各業務執行取締役（候補者）の報酬案を決定し、各取締役の固定報酬額と併せて、取締役会決議をもって定めております。

(ウ) 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、業務執行取締役の業績連動報酬の報酬案にかかる取締役会より委任を受けた代表取締役社長CEOの決定を踏まえたうえで、取締役会が取締役の報酬につき、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で個人別報酬等の内容を決定しており、決定方針に沿うものと判断しております。

(エ) 監査役報酬

監査役報酬額については、株主総会にて決定する報酬総額の範囲内で、常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議で決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2022年3月30日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内（決議時点の取締役の員数は7名）と決議しております。監査役の報酬限度額は、2021年10月15日開催の臨時株主総会において、年額8,400千円以内（決議時点の監査役の員数は2名）と決議しております。

また、取締役の報酬については、2022年3月30日開催の定時株主総会において、上記取締役の報酬限度額とは別枠で、非金銭報酬等として、業務上の必要性が認められることを条件に、総額月額20万円以内の社宅供与を行うこと（決議時点の取締役の員数は7名）を決議しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分                 | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額(千円)     |        |            | 対象となる<br>役員の<br>員数<br>(名) |
|----------------------|--------------------|--------------------|--------|------------|---------------------------|
|                      |                    | 固定報酬               | 業績連動報酬 | 非金銭報酬等     |                           |
| 取締役<br>(うち社外<br>取締役) | 81,283<br>(1,800)  | 80,598<br>(1,800)  | —      | 685<br>(—) | 6<br>(1)                  |
| 監査役<br>(うち社外<br>監査役) | 8,400<br>(8,400)   | 8,400<br>(8,400)   | —      | —          | 3<br>(3)                  |
| 合計<br>(うち社外<br>役員)   | 89,683<br>(10,200) | 88,998<br>(10,200) | —      | 685<br>(—) | 9<br>(4)                  |

(注) 1. 取締役及び社外役員の員数については、無報酬の取締役1名を除いております。  
2. 取締役の区分において、非金銭報酬等の額は、社宅となります。

(6) 社外役員に関する事項

① 主要取引先等特定関係事業者との関係

監査役 和田希志子は、ふじ合同法律事務所のパートナー弁護士、株式会社サンドラッグの社外監査役、株式会社東光高岳の社外取締役（監査等委員）及び株式会社J-オイルミルズの補欠監査役を兼職していますが、これらの法人等との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

| 区分    | 氏名   | 主な活動状況（社外取締役については期待される役割に関して行った職務の概要を含む）                                                                                   |
|-------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役   | 金子健  | 当事業年度開催の取締役会には、全15回すべてに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。インターネットサービスに関する事業会社での豊富な業務経験を有し、適宜当社の経営及び事業運営に有用な助言・提言を行っております。            |
| 取締役   | 地福三郎 | 当事業年度開催の取締役会には、全15回すべてに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。事業会社での豊富な業務経験及び事業者の代表者及び役員として経営に関与した経験を活かし、適宜客観的かつ中立の立場での有用な助言・提言を行っております。 |
| 常勤監査役 | 榎木千昭 | 当事業年度開催の取締役会には、全15回すべてに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。<br>同様に、当事業年度開催の監査役会には、全12回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。   |
| 監査役   | 五艘洋司 | 当事業年度開催の取締役会には、全15回すべてに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。<br>同様に、当事業年度開催の監査役会には、全12回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。   |

|     |           |                                                                                                                                     |
|-----|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 | 和田（井上）希志子 | <p>当事業年度開催の取締役会には、全15回すべてに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。</p> <p>同様に、当事業年度開催の監査役会には、全12回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p> |
|-----|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(イ) 当社の不祥事等に関する対応の概要  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 報酬等の額

|                     | 支払額      |
|---------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 15,510千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人が法令・定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう周知徹底する。
- ②代表取締役社長CEOを委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、適法かつ公正な企業活動の推進やリスク対策を実施する。
- ③法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に発見し是正する。
- ④取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性については、監査役及び内部監査担当が、「監査役会規則」「監査役監査基準」「内部監査規程」等の社内規程に従って監査を行い、その指摘に基づいて各部の業務管理・運営制度を整備・拡充する。監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査役監査基準」及び監査計画に従い、取締役の職務執行状況を監査する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存、管理する。
- ②取締役及び監査役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

(3) 損失の危険管理に関する規程その他の体制

- ①事業に関わるリスクは「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会において、各リスクについて網羅的・体系的な管理を実施し、必要に応じて取締役会に報告を行う。
- ②リスク情報等については各部門責任者にて取り纏めのうえ、コンプライアンス・リスク管理委員会に対して報告を行う。
- ③緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長CEOの指揮下において緊急事態対応体制を取り、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、「取締役会規則」を遵守して、毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、取締役の職務の執行を図る。

②取締役の職務の執行に必要な組織及び組織の管理、並びに職務権限、責任については、「取締役会規則」「職務権限規程」「業務分掌規程」等の社内規程に従って定め、業務の組織的かつ能率的な運営を図る。

③中長期の経営方針の下で、年度計画を立案し、月次で予算管理を行いながら、当該計画達成に向けて社内の意思統一を図る。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には現在親会社及び子会社は存在しないため、企業集団における業務の適正を確保するための体制については、これを定めない。なお、当社に親会社又は子会社が存することとなったときは、当該親会社又は子会社の機関構成、組織体制等を考慮して、当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の構築を行う。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

①監査役がその職務を補助する使用人（以下「補助使用人」）を置くことを求めた場合においては適切な人員配置を行う。

②補助使用人の人選は、監査役の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、監査役と協議のうえ決定する。

③補助使用人は、独立性を確保するため、監査役の指示による職務に関して、取締役及び補助使用人の属する組織の上長の指揮命令は受けないものとする。

④補助使用人は、当社の「就業規則」に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査役と事前に協議し、監査役の同意を得たうえ実施する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

①各監査役は、原則として取締役会に出席し、また取締役会以外の重要な会議体にも出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を必要に応じて求めることができる。

②取締役及び使用人は、法令・定款及び社内規程、その他重大な倫理に違反したと認められる行為を発見した場合には、直ちに書面もしくは口頭にて監査役に報告する。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

(9) 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行に協力し監査の実効性を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、監査役の職務執行に必要でないと思われる場合を除き、監査役の職務執行に係る費用の支払いや債務の処理を行う。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、取締役会などの重要会議へ出席し、経営における重要な意思決定及び業務の執行状況を把握し、意見を述べることができる。

②企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を、社外監査役として招聘し、代表取締役社長CEOや取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。

③監査役は、内部監査担当・会計監査人と意見交換の場を持ち、定期的又は随時情報交換を実施し、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとする。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「コンプライアンス・リスク管理規程」においてコンプライアンス・リスク管理体制の基本的事項を定めております。代表取締役社長CEOをコンプライアンス・リスク管理責任者、コーポレート部管掌役員をコンプライアンス・リスク管理推進者とし、体制の運用推進をしております。

また、コンプライアンス・リスク管理委員会を原則として毎月1回開催し、コンプライアンス及びリスク管理に関する事項について協議を行っております。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけておりますが、現状において成長過程であり、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図り、運転資金もしくは設備投資に充当することで更なる事業拡大をすることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。内部留保資金につきましては、収益力強化のための開発投資や優秀な人材確保のための資金等に充当し、事業の継続的な発展のための資金として有効に活用していく考えです。

そのため、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

今後の剰余金の配当につきましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点においては、配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本方針としております。また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

## 9. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2023年1月1日 至 2023年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,279,912
売上原価		459,932
売上総利益		819,980
販売費及び一般管理費		781,873
営業利益		38,106
営業外収益		
受取利息	9	
受取手数料	16	
償却債権取立益	84	
その他	21	132
営業外費用		
支払利息	6,089	
その他	1	6,090
経常利益		32,148
税引前当期純利益		32,148
法人税、住民税及び事業税	5,871	
法人税等調整額	△19,779	△13,908
当期純利益		46,056

株主資本等変動計算書

自 2023年1月1日 至 2023年12月31日

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	100,000	782,400	691,270	1,473,670	△983,493	△983,493	590,176	590,176
当期変動額								
当期純利益					46,056	46,056	46,056	46,056
当期変動額合計	—	—	—	—	46,056	46,056	46,056	46,056
当期末残高	100,000	782,400	691,270	1,473,670	△937,437	△937,437	636,232	636,232

個別注記表（2023年12月期）

1 重要な会計方針

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法に基づく原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 2年～15年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 3年（社内における利用可能期間）

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ ストック売上高

当社が提供するデジタルサービスの主要な履行義務は、当社が開発したビジネスチャットツール「direct」等のサービスの提供であります。当社は顧客との契約期間においてデジタルサービスを提供する履行義務を負っており、サービスを継続的に提供することにより生じる収益について、顧客に移転されるサービスの提供期間にわたり月額料金として収益を認識しております。

ロ プロフェッショナルサービスその他

当社が提供するDXコンサルティング等のプロフェッショナルサービスその他の主要な履行義務は、顧客との契約に応じた受託業務の完了であります。顧客との契約に応じた受託業務の開始から完了までの期間がごく短いため、顧客の検収の時点で収益を認識しております。

2 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

項目	金額
繰延税金資産	19,779

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②会計上の見積りに用いた主要な仮定

課税所得の見積りは、当社の取締役会で承認された将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は過去の実績を勘案した売上高の予測であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提としての条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類の繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

3 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,593千円

2. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額	150,000千円
借入実行残高	30,000千円
差引額	120,000千円

4 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 4,155,200株
2. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数
普通株式 290,100株

5 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	50,995千円
一括償却資産損金算入限度超過額	701
その他	828
税務上の繰越欠損金	233,011
繰延税金資産 小計	285,536千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△232,508
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△33,248
評価性引当額 小計	△265,757千円
繰延税金資産 合計	19,779千円

6 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金計画に基づき事業に必要な資金を銀行等の金融機関からの借入、第三者割当増資等によって調達しております。また、資金運用については流動性の高い預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務については、流動性リスクに晒されております。

借入金は、運転資金及び人材投資等に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、取引相手ごとに期日及び残高管理を徹底することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	495,396	483,939	△11,456
負債計	495,396	483,939	△11,456

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,009,777	—	—	—
売掛金	204,381	—	—	—
合計	1,214,159	—	—	—

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	11,646	208,834	15,504	15,504	15,504	228,404
合計	11,646	208,834	15,504	15,504	15,504	228,404

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に
応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場
において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負
債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1の
インプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定
した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定し
た時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、
それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先
順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内の返済予 定の長期借入金を含む)	—	483,939	—	483,939
負債計	—	483,939	—	483,939

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していると考えられるため、当該帳簿価額によっておりま
ず。

7 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科目	期末 残高
役員及 び個人 主要株 主	横井太輔	当社 代表取締役 社長CEO	被所有 直接 15.5% 間接 36.7%	債務被保証	銀行借入に対 する連帯保証 (注2)	51,250	—	—

- (注) 1. 取引金額は期末の借入残高を記載しております。
2. 当社は、銀行借入に対して、代表取締役横井太輔より債務保証を受け入れております。当該債務保証に対し保証料の支払は行っていません。

8 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 153円 12銭

1株当たり当期純利益 11円 08銭

- (注) 当社は、2023年12月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

9 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	合計
ストック売上高	1,198,858
プロフェッショナルサービスその他	81,054
顧客との契約から生じる収益	1,279,912
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,279,912

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1 重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	154,988	204,381
契約負債	23,824	48,197

(注) 契約負債は、主に顧客から契約期間分の月額基本料金を一括で受領すること等による前受金に関するものであり、プロダクト及びサービスの提供期間にわたり取り崩されます。

当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は19,627千円です。

(2) 残存する履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

~~~~~  
(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

株式会社L is B  
取締役会 御中

仰星監査法人  
東京事務所  
指定社員 公認会計士 岩渕 誠  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 三木 崇央  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社L is Bの2023年1月1日から2023年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月20日

株式会社 Lis B

|              |          |
|--------------|----------|
| 常勤監査役（社外監査役） | 榎 木 千 昭  |
| 社外監査役        | 五 艘 洋 司  |
| 社外監査役        | 和 田 希志子  |
|              | （井上 希志子） |

以上